

第 3 回 太子町人権尊重のまちづくり審議会 議事録

日 時：令和 2 年 7 月 30 日（木）14：00～15：30

場 所：万葉ホール

参加者：土屋会長

井上副会長

斧田委員

関戸委員

藤田委員

奥田委員

上簗委員

松本委員

宮前委員

谷口委員

（欠席者なし）

事務局：太子町総務部住民人権課

小角部長

吉田課長

筒井課長補佐

岡田主事

※傍聴者なし

会議次第

1 開 会

2 議 事

（1）人権に関する住民意識調査の結果について

（2）第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（骨子案）について

（3）その他

3 閉 会

1 開 会

【進行役：吉田課長】

新委員 1 名、事務局 1 名の紹介

2 議 事

【土屋会長】

前回、第 2 回目の審議会では「人権行政推進プランの取組状況」と「人権に関する住民意識調査」について、審議を行いました。

今回は、「人権に関する住民意識調査」の実施結果と、それを踏まえた「第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」の骨子案について、審議してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事の 1 番目、人権に関する住民意識調査の結果について、事務局より説明をお願いします。

(1) 人権に関する住民意識調査の結果について

【事務局】

・ 結果説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、人権に関する住民意識調査の結果について、事務局より説明がありました。何かご質問やご意見がございましたら、ご発言をお願いします。

【宮前委員】

今、お示しいただいております報告書は、基本単純集計のものかと思うのですが、これは設問同士をクロスしたり、分析はどのような形でお示しされる予定でしょうか。

【事務局】

宮前委員のおっしゃった通り、調査結果の単純集計の報告書という形になります。現在これに伴って、結果の分析をしております。その反映はこの後の骨子案で説明させていただきますが、その先の推進プラン、実際に取り組んでいくところにクロス集計した内容等を基に反映していきたいと考えております。

【宮前委員】

では、もう少しここをお聞かせいただきたいとか、そういった細かなところは事務局の方

にお伝えをさせていただけばよろしいでしょうか。

【事務局】

審議会の回数も限られていますし、時間も限られていますので、ご意見は随時いつでも受け付けます。その内容を反映することがあれば、審議会においてこういう意見がありましたので反映しましたというところを示していきたいと考えております。時間外でも構いますのでご意見をいただきたいと思います。

【土屋会長】

また何かあれば個別にということで、応答があったものには、きちんとその後のやり取りの透明性は事務局でお示しいただけるといふふうにお答えいただいたかと思います。

他、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

【藤田委員】

今回 1000 部配布しまして、回収率は 410 というのですが、その回収率は予想した通りなのか、この回収率を持っていわゆる意識調査、太子町の意識はこういうものだといふふうの一つの方向性は示せると、こういう形で動いているのでしょうか。

【事務局】

回収率としては予想通り、だいたい 40% 前後くらいと考えておりました。太子町で他のアンケート調査をした場合、だいたい 40% を超えたり切ったりというのが多いです。特に今まで一番多かったのが、総合計画のアンケート調査をした時は 49%。これは今までで一番高かったと思います。男女共同参画推進計画は低かったんですが 33.5% でした。今回は予想通りの回収率がありました。この回収率で統計上十分反映できる内容と考えておりますので、統計的な数字はこの 41% をもって進めていきたいと思います。個別ヒアリングや地域社会における団体ヒアリング等をして、アンケート調査で拾いきれていないところは、また別で意見を拾っていききたいと考えています。

【宮前委員】

太子町の調査結果を見て、自由記述がしっかり書かれているというのが他の市に比べて多いなという印象がございます。こういう自由記述は統計上はなかなか処理することが難しいとは思いますが、内容が色んな相談事を訴えておられる方、町に自分の気持ちを伝えたいと思って訴えておられる内容も多い様に感じましたので、それをプランにどう反映していくのかというのは、それぞれ団体ヒアリングもされるかと思うのですが、多分その方たちの意見が団体のヒアリングとはかからない部分も多いと思います。ぜひせっかく書いていただいたこの意見を活かすような報告なりプランになるといいなと思いました。

【土屋会長】

自由記述欄は、本当に引き込まれるような内容が多かったように思います。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

では、引き続き議事の2番目に移りたいと思います。第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（骨子案）ということになりますが、こちらについて事務局より説明をお願いいたします。

（2）第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（骨子案）

【事務局】

・ 内容説明

《質疑》

【土屋会長】

ただ今、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン（骨子案）について事務局より説明がありました。何かご質問やご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

【奥田委員】

1ページ目の一番左下の第5次太子町総合計画の中身なんですが、学校教育の中で人権教育が行われているんですけど、学校に対する支援というか、学校の人権教育という部分がないような気がするんです。これに関して資料3の団体ヒアリングでも、学校に対するヒアリングも大事じゃないかなと思うんですが、それは別口で考えておられるのかどうなのか。アンケートの結果でも、学校教育の中で同和教育を知るといった内容が多かったように思うんですけど、でもその学校のことが計画のプランの中に入っていないような、そんな感覚を受けました。

【事務局】

学校現場における教育のところまでは、この計画では触れることはできません。そもそも教育というのは地方自治体の責務でありますので、太子町としてどういった人権教育をするかという大きなところは、こちらの人権行政基本方針及び推進プランで示していきたいと考えています。教育委員会ともヒアリングはしてまして、実際どういうふうに記載していけばいいのかというのは、今、非常に悩んでいるところではあるんですけども、そこは教育委員会ともしっかり協議しながら記載していく形にしていきたいと思っています。

団体ヒアリングですが、団体の中に学校を加えていく、また学校だけでなく、例えば、放課後児童会といったところにも目を向けていきたいと思っています。

【松本委員】

アンケートを見ていまして、①番から⑥番、⑦番から⑨番までここに反映されていると思うんですけど、最近特にニュースとか見てもすごく気になるのが、SNS、インターネット関連です。その被害は⑧番にも当たるんですけど、今回の記述を見てもニュースを見ても、全部の課題にわたって時代とともに差別や人権侵害の形が変わってきている。特に最近悪質な SNS への攻撃によって、タレントも含めて自殺に追い込まれている。ニュースを通じて見ても、ぞっとするようなことがたくさんあります。特に小学生、中学生、今だったら3歳や5歳の子からスマホをいじってますし、この間コロナの関係でネット環境の充実とかいうことで、どんどん配られたりとか色々出てきてますけど、一方できめ細かくしていかないと、子どもたちの間のいじめもそうですし、そういう手段が増えてきていますので、⑧番のところなんか全部通じて入ってきてるので、この間太子町の中学校の方ですかね、スマホの持参についてホームページでお答えもされていますけど、やっぱり学校の皆さんで SNS に関する指導も人権の課題として、今後どういう形で入れたらいいかわかりませんが、必要だし、学校教育へのコミットというか、点検というか、すごく大事になってくるんじゃないかなと思っています。

【土屋会長】

子どもの人権の課題に関連して学校教育へのコミットも必要ではないかというご意見をいただきました。子どもの人権の観点で色々ご意見をいただいているところでございますが、他にお気づきになった点、ご意見をお聞かせいただければと思います。

【斧田委員】

それぞれの市町村の教育委員会で、各学校に対して毎年指導事項というんですか、どういうふうな形で子どもたちへ教育をしていくというものを積み上げて各学校の方へ出されています。そういう位置付けの中で、副読本とか色々な形で人権教育をされています。特に太子町独自のそういう取り組みをこれから考えていくのであれば、教育委員会とこちらの人権のことについて改めて、独自の取り組みをどういうふうにしていこうというようなことを、学校とも教育委員会を挟んでなんですけど、作り上げていくというのも一つなんじゃないかなというふうなことを思いました。

【宮前委員】

第5次総合計画のところにはいろんな計画、障がいや高齢者、コロナ等、この中にはいわゆる計画というもののしか入ってはいけないのか、先ほどから出ておりました人権教育、学校の方の計画でいうと基本方針が持たれていると思うんです。ただ計画とかプランという細かなものはない、ネットで調べたんですが出てこなかったんです。まずそれを教えていた

だきたい。特に学校教育で学んだことがすごく残っているということが意識調査から見える太子の特徴だと思いますので、教育を柱の中に入れていくということが必要なのではないかと、教育委員会の方で毎年度、点検・評価報告書というかなり細かなものを出されていると思いますし、その中ではどんな学習をした、研修をした、派遣研修をしたというのも出されているように見させていただいてますので、それがヒアリングの代わりになるようなものになるかもしれないんですけど、実績ですね、各課の報告にもあがっているんですけど、そこと整合性を合わせていかれる方がいいのではないかと思います。

ヒアリングを実施する団体のところには、企業の関係のところが入っていないように思います。意識調査の中でも、研修を受けられている人は人権意識として高くなっている結果が、学校教育あるいは職場での、あるいは町の人権講座を受けられてる方は意識が高くなっているという傾向がありますので、たぶん、3町村合同でされている企業の人権に関する団体があるかと思うので、そのあたりにもどのような取り組みをされているのか、ヒアリングをされてはいかがでしょうか。

【事務局】

第5次総合計画が一番トップにありまして、そこに計画しか書いていないことに僕も今気づきました。もちろん計画だけではなくて、すべての施策に関わってきます。教育方針だったり、その他の太子町が決めることには全部入ってきますので、その他のところにはなりませんけども、ここで学校の分野・教育分野に関わる言葉もわかるように入れていきたいと思っています。第5次総合計画の概要版もお配りしていますように、前期平成28年度から32年度まで基本計画の大綱と書いてあるところですね、ここの4番目に【人権、教育、文化】というところがありまして、その中の1つ目で「地域とともに育む学校教育の充実」というところの総合計画の教育のところに位置付けております。そういったところから教育委員会と協議しながら具体的に次のプランにつながる時には、きちんとこういったところに位置付けていくかというところを協議していきたいと思っています。

団体ヒアリングのところですけども、企業のところ完全に抜け落ちておりましたので、そこも企業人権協議会等を通じて企業の方もヒアリングしていきたいと思っています。

【谷口委員】

一番肝心な理念のところなんですけど、ここで中間結果的な数字を見せていただき、あと個別の回答もを見せていただいて、両者の間にギャップを感じたんです。そのギャップというのは本音と建前。数字であらわれているのが建前で、個別のところにはちらほら本音が出てきているように思ったんです。それは何なのかと思っていた時に、私は子どもの支援をしているんですが、とことん子どもたちと付き合っていく中で、好意的に見ていただける方と批判的に見られる方と色々あるんです。その中に本音と建前というものを感じたりするんですけども、日本国憲法の中で謳われている基本的人権と、いわゆる「和」という太子町が掲げ

ている十七条憲法の中にある和の理念との違いがあると思うんです。十七条憲法の中にある和というのは、上には従いなさい、逆らわざることを旨とするという言葉が入ってるんです。それによって、同調圧力となり和が生まれるという、それが十七条憲法の多分理念だと思うんですけど、その理念と日本国憲法の人権に関する理念と一致するのかなどというところを、常々私は悩むところなんです。そこを整理しておいたら建前と本音という言葉が消えていくような気がして、子ども・子育て会議の時にもそのことを言わせていただいたんですよ。もちろん聖徳太子の肖像が最高裁の中にあるっていうのをわかって、日本で初めての憲法なんですけど、ただそここの場の精神と今の日本国憲法の人権尊重が必ずしも一致するのかなどというのがすごく気になって、人権のところで聖徳太子の和を出していくことにどう整理をつけていくのかなと、批判してやめてという意味じゃなくて、どうして位置づけたらいいのかなというのを私自身が悩んでおります。

【事務局】

ただ単に十七条憲法のここのところだけ聞きますと、今の日本国憲法の全体とか世界人権宣言の基本的な人権にかかわるところと乖離するところが出てくるというのが僕の印象です。ただ、第2次男女共同参画推進計画でも和の整理をしないといけないという話をしました。第5次総合計画から「和のまち“たいし”」という、太子町は和のまちと言ってきてるんですけど、いろんな考えが整理されないと取り違えてしまうという可能性もありますので、一定総合計画を策定する時も、昨年度策定した第2次男女共同参画推進計画を策定する時も、この理念を書くところで定義はしてます。例えば定義の仕方なんですけど、「これまで本町では今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています」。ただ「ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています」というふうに一定定義しないと、計画というのは太子町の人たちだけではなくて色んな考えの人もありますので、太子町のいうところの和のまちの「和」というのは協働のあり方をさしているというところを定義しようかなとは思っています。全部の計画には一定こういった定義は記述していこうというふうに考えています。

【谷口委員】

和をハーモニーという捉え方で規定のうえで進んでいるということであれば、それでいいかなというふうに。要するに違うことを言う人たちを抑えるような和であっては、個別の意見の中によそ者という言葉が何個か出てきている、そういうものの排除に使われる和であってほしくないなというふうに思ったので、あえて質問させていただきました。ありがとうございました。

【土屋会長】

今回、調査と自由記述のギャップを埋めるという感じでヒアリングを行っていただけていると思います。他に何かお気づきになった点ございますでしょうか。

【上簗委員】

提案です。本当に聞き取りたいところっていうのは、きっとそういう団体には所属できてない方もたくさんいらっしゃると思うんですね。所属されている方の意見は吸い取ってもらえると思うんですが、自由記述を拝見させていただくと、そういう団体にも出会われていない方が多いんじゃないかという印象も受けたんで、想像の域を出ないんですけど、団体に所属していない、でも自分の気持ちを聞いてほしいと思う方もいらっしゃると思うので、そのあたりの方たちの声も聞き取れるような形の聞き取りの場になればなという希望があります。それと自由記述の中に「知らない」とか「太子町ではどうなっているのかわからない」という言葉が目立ったような気もするので、策定された後のことになると思うんですが、せっかく聞き取りだったり、色々話し合っただけででき上がったことが知られてないというのはとても悲しいことだと思うので、たくさんの方に知っていただく方法も大切になってくるなというのを感じました。

【井上副会長】

自由記述のところですべて読ませていただいて、すごく本音が出てくるような気がしたんです。この調査アンケートとは違う言葉で書かれている、そして少数の人が感じられているというところが、この文章であらわれていましたので、それを取り上げてほしいなという気はいたしました。どのような方法で取り上げていただけるのかなというのが興味深く見守っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

【土屋会長】

この場でのご意見がヒアリングをどういう団体にしていくかということの選定作業につながっていくと思いますので、お気づきの点あれば、ご自由にご発言いただきたいと思います。

個別課題、今は子どもの人権を中心に話し合っておりますけども、職場におけるパワーハラスメントという、この言葉がここに盛り込まれたのは、今回の意識調査を行った結果だと思いますので、意義あることだと思っております。何か他の課題でもお気づきの点、ございましたらご自由にご発言いただけたらと思います。

【藤田委員】

今回の結果を見させてもらいまして、私は本音の結果が出てくると思うんです。というのは同和問題で結婚相手はなしというのは、あの数値は私も驚きました。あれだけまだ同和問題に関して動いていない実情があるという数値に関して、まだまだ大きな課題があるなとい

うのがあの数値から判断しますと、かなり今回は問題的な形での数字が出たんじゃないかなと思うので、それは大事にしながらやっていただきたいなと思います。個別課題のところ⑫まで出ているんですけど、私たちがかつて差別問題で経験してきたのは、在日韓国人・在日朝鮮人の問題の課題であったり、今アメリカで問題になっています黒人問題の課題であったりするわけですけど、そういう種類を⑫のその他の中にアイヌ問題というような形で放り込んでいくのか、今の世界的な問題に関しては別個に項目を一つ作るべきではないかと思うんです。これを見たときにこの在日韓国人・在日朝鮮人の問題が数字に表れないような、そんな時代になったのかなというのを感じまして、このあたりについて一項目上げていただきたいなということで考えました。

【土屋会長】

いわゆる在日韓国人の問題について項目を一個上げたほうがいいのではないかと提案が出ました。これに関連して何かご意見ございますでしょうか。

【藤田委員】

それと在日韓国人・在日朝鮮人問題というのはいわゆる民族問題だと思うんですね。それで黒人問題は人種問題だと思うんですけど、人種・民族の問題という形で上げられることも考えてはどうかなと思いました。

【松本委員】

私は黒人差別の問題はそこに入るかわかりませんが、⑥番の外国人の人権、ヘイトスピーチというところに、在日の問題は入ってくるのかなと理解してました。つい先日テレビ番組で日本にいてる黒人の方が当事者で出て、他の差別の問題に比べたら、ブラックという問題は日本人はちょっと遠く見てるような感じだけど、そうじゃないことを若い当事者が話されていたので、そういうことをもっと入れて、⑥番に入るのかわからないんですけども、ぜひとも入れてもらいたいなと思いました。

【藤田委員】

私も外国人問題に入るかなと思ったんですけども、在日韓国人・在日朝鮮人の問題を、彼らは日本人ですので外国人にはならないじゃないかと思ひまして、別個立てが必要ではないかなと考えたんです。

【土屋会長】

在日韓国人・朝鮮人の問題は、外国人の枠には入ってこないのではないかというご意見をいただきました。一応現在国の方、法務省のいわゆる人権課題というのを毎年上げているんですけども、その中ではアイヌの人々という項目が立てられておりまして、それ以外は外国

人ということで現在は項目が立てられていると。国の人権の項目課題に則ってということ
で考えていくと、こういう項目立てになっているわけですが、改めて太子町としてその
点をどう考えるのかというところでご意見をいただければと思います。

【松本委員】

今回コロナのことで、特に給付金の問題がありますよね、あの時も日本の住民票に登録さ
えされていれば、給付の対象になると。逆に外国人、日本人ということ言えば、世界各地
に色んな形で働いたり在住している人も、住民票一つあるかないかで、はっきりと日本人と
して活躍しているのに対象にならないとか、コロナ問題で何が外国人で何が日本人かとい
うその辺の扱いが問題提起されたことが多かったと思うんです。どっちに入るかというこ
とだけではなくて、日本に居住する外国人の方もいっぱいいますし、太子町でも買い物に
行っても日本で働いておられて、家族がおられてという方と出会いますし、すごくこの課
題は増えてきていると思うんですけれども、今回討議して絶対取り上げていく課題として入
れていただきたいなと思います。そういう意味で言ったら、在日の韓国人の問題だけじゃな
くて、他の国籍の方も増えていきますし、そこら辺の課題も何らかの形で提起してい
けたらなと思います。

【奥田委員】

項目としては今色々な意見を聞いていたら、⑥番の外国人の人権という枠の中に、在日朝
鮮人の問題も黒人の問題も、いちいち一つひとつ取り上げていたら、全部ここの項目の中
に当てはまらないようになるので⑥番の中に入れてまとめて、認識としてそういう共通した
認識を持って、そういったものも入るんだという意識を持つということでもいいんじゃない
ですか。

【宮前委員】

他の市町村の計画等を見ていると、外国人の中に在日コリアンとかいうのも入って、い
わゆるオールドカマー、歴史的な色々な経緯もあって入ってきた日本に今いらっしゃる方
の問題と、ニューカマー、新しく、太子町に外国人の方の割合がどれくらいあるか私も存じ
上げないんですけど、特に中国、最近ですとベトナム、フィリピンといった方の歴史的な経
緯、戦争とかの経緯とはちょっと違う方の問題と分けて記述している場合もありますので、
増やしていくととても大変になるので、そういう形で整理をされてはいかがでしょうか。プ
ランの方でも。

【土屋会長】

項目を増やしていくと、全てが大事な問題になってくるので、ここは外国人の人権という
ところに収めつつ、事務局からの説明にもありましたけども、今後推進プランをどういうふ

うに進めていくのかという話し合いをこちらでも行いますので、その時に例えば具体的に
オールドカマー、ニューカマーの問題をどう取り扱っていくかということを話しあえれば
なと思います。関連して、何かご意見ございますでしょうか。

【谷口委員】

磯長小学校の学童保育を見ていましたら、外国籍の保護者さんを持っておられる子ども
さんは各学年に1人、2人はいらっしゃるんです。富田林の企業団地等に勤めておられる方
も多いんですけど、太子町は技能修習生を受け入れている企業とかはあるんでしょうか。

【事務局】

ここ1年ぐらいで見聞きしているところと言いますと、やはり富田林の企業団地もしく
は柏原市ですね。そこで受け入れているというふうに聞いています。町内でというのは僕個
人としては聞いていません。

【谷口委員】

技能修習の方も今回のコロナの問題で大変ご苦労されているということをニュースの中
で聞きますし、待遇の問題もあると思うので、それはやはり外国人の人権の問題になってい
るかと思います。もし太子町の中でそういう現状があるならヒアリングの対象という形で
入れていただけたらいいかなと思います。

【上簀委員】

個別課題のところに関連するんですが、職業に対する偏見や差別もまだ残ってると思う
んですね。それがどこに入ってくるのか、どこに当てはめても違うなと思いつつ、また別枠
で個別課題にした方がいいのか、女性の職業差別とかに分けた方がいいのか、職業差別もま
だまだ根強く残っていると思うんで、そのあたりが気になりました。

【土屋会長】

職業差別のあり方も色々な差別のあり方の中に職業も関連されてくるという側面もある
と思うので、この辺りも先ほどからの話の流れで、おそらくヒアリング等を進めていく中で
浮かび上がってくると思うので、その時点で改めて整理していくという形が個人的にはい
いのではないかと考えています。先ほどから出ていました外国人の人権の問題についても、
在日韓国人・朝鮮人の人権の問題というのは、常に新しい問題として意識しておかなければ
ならないことだとは思っております。この間も朝鮮人学校の生徒が大学入試で差別を受け
ているという問題もありましたので、これは別に意識してこれから推進プランを作ってい
く上でも議論していくべき問題かなと考えております。

他に何かございますでしょうか。

なければ、議事の３番目、その他ということで、事務局から何かありますか。

(３) その他

【事務局】

- ・特に案件なし

【土屋会長】

事務局の方からは特にないということですので、もし何かご意見ありましたら、先ほどの議論の続きということでも構わないと思いますし、お気づきの点などありましたら自由に発言いただければと思います。

【松本委員】

この計画にということではないのですが、アンケートの自由記述に出ていたことなんですけど、福祉センターはバリアフリーになっていないというのがありました。それと外国人の方が居住しておられる中で、看板がほとんど日本語ばかりとか、そういう具体的な相談に変わるような内容がありましたので、この会議を待たないでも、すぐに担当課の横の連携で実施にうつしていけるようなことがあれば、そういう方向で早急にしていいただければ、アンケートを書いた人も書いて良かったという気持ちになると思いますので、私たちもアンケートを受けて気を付けて見ていかないといけないなと思いましたし、具体的にわかっていることは改善に移していただければと感じています。

【土屋会長】

貴重なご意見ありがとうございました。それでは、本日３回目の審議会はこれで議事を終了させていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。

3 閉 会